

地方創生推進士教育プログラム修了要件

令和8年3月13日

校長裁定

地方創生推進士に関する要項第4条及び第10条の規定に基づき、地方創生推進士教育プログラム修了要件について下記のとおり定める。

記

第1 地方創生推進士教育プログラム修了要件

地方創生推進士教育プログラムの修了には、第1フェーズから第4フェーズまでに配置された地方創生推進士育成科目（令和2年度から令和6年度までの間に大学連携まち・ひと・しごと創生推進本部のもとで実施された「まち・ひと・しごと創生 高知イノベーションシステム」事業において開講された地方創生推進士育成科目及び令和7年度から高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）が開講する地方創生推進士育成科目をいう。以下この項において同じ。）を履修し、フェーズごとに定められた以下の要件を満たさなければならない。

（1）第1フェーズ

第1フェーズに配置された地方創生推進士育成科目から3科目以上を履修かつ6単位以上を修得すること。

なお、準正課については、別に定める活動をもってそれぞれ「1科目2単位」とみなす。

（2）第2フェーズ

第2フェーズに配置された地方創生推進士育成科目から2科目以上を履修かつ4単位以上を修得すること。

なお、準正課については、別に定める活動をもってそれぞれ「1科目2単位」とみなす。

（3）第3フェーズ

第3フェーズに配置された地方創生推進士育成科目から2科目以上を履修かつ4単位以上を修得すること。

なお、準正課については、別に定める活動をもってそれぞれ「1科目2単位」とみなす。

（4）第4フェーズ

第4フェーズに配置された地方創生推進士育成科目から2科目以上を履修かつ4単位以上を修得すること。

なお、準正課については、別に定める活動をもってそれぞれ「1科目2単位」とみなす。

附 則

この要件は、令和8年3月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

地方創生推進士教育プログラム修了要件における準正課の取扱いについて

令和8年3月13日

校長裁定

1 既存準正課について

令和2年度から令和6年度までの間大学連携まち・ひと・しごと創生推進本部のもとで「まち・ひと・しごと創生 高知イノベーションシステム」事業において開講された準正課をいう。以下同じ。) については、従前のおり取り扱うものとする。

2 新規準正課について

新規に準正課を開講する場合は、既存準正課の取扱い及び考え方を踏襲し、地方創生推進士育成科目としてのフェーズ要件を満たしているかなどをキャリア支援室において検討し、準正課を決定するものとする。

附 則

この取扱は、令和8年3月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。